

2020.09.07

(件名) ギニア入国時における措置の変更

【ポイント】

●ギニア入国時、PCR検査の陰性証明書（出国3日以内）を有する乗客は、入国後の自主隔離措置が不要となりました。

【内容】

1 ギニア保健当局によると、ギニア入国時に、PCR検査の陰性証明書（出国3日以内）を有する乗客は、入国後の自主隔離措置が不要となりました。

有効な陰性証明書が確認できない場合は、14日間の自主隔離が義務づけられており、陽性が確認された場合は隔離されます。

引き続きすべての乗客に対し、PCR検査の陰性証明書(出国3日以内)の提示の他、検温、症状、患者との濃厚接触歴の申告、入国後の連絡先の提出が求められます。

2 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>